

平成 19 年 2 月 16 日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 吉倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 19 年 2 月 8 日付け厚生労働省発食安第 0208001 号をもって諮問された食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく鶏マレック病（マレック病ウイルス 1 型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチンに係る食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおりとりまとめたので、これを報告する。

(別添)

**鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）
凍結生ワクチン（クリオマレック（RISPENS+HVT））**

1. 概要

- (1) 品目名：鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス）
凍結生ワクチン
商品名：クリオマレック（RISPENS+HVT）

- (2) 用途：鶏のマレック病の予防

本剤は、鶏胚初代細胞培養弱毒マレック病ウイルス CVI988 MC3 608-08 株¹、
鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルス FC126 19 910826 株を主剤とし、凍
害防止剤としてジメチルスルホキシドを使用した凍結生ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、本ワクチンが動物用医薬品として承認を受けた後、
所定の期間（6年）が経過したため再審査申請がなされたことに伴い、内閣府
食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

- (3) 有効成分：鶏胚初代細胞培養弱毒マレック病ウイルス CVI988 MC3 608-08 株
及び鶏胚初代細胞培養七面鳥ヘルペスウイルス FC126 19 910826 株

(4) 適用方法及び用量

凍結ワクチンを微温湯で速やかに融解し、所定の溶解用液で懸濁し、初生ひ
なの頸部皮下に 0.2 mL/羽を 1 回接種する。

(5) 諸外国における使用状況

本ワクチンは、フランスをはじめ諸外国で承認され、使用されている。

2. 残留試験結果

対象動物における主剤等の残留試験は実施されていない。

3. 許容一日摂取量（ADI）評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基
づき、平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106004号により、食
品安全委員会にて意見を求めた鶏マレック病（マレック病ウイルス1型・七面鳥
ヘルペスウイルス）凍結生ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下の
とおり評価されている。

¹ 血清型1

マレック病ウイルス (MDV) はヘルペスウイルス科、アルファヘルペスウイルス亜科に属する。血清型は腫瘍原性をもつ血清型1、腫瘍原性をもたない血清型2の2種類 (MDV1、MDV2)²あり、さらに抗原的に類似した非病原性の七面鳥ヘルペスウイルス (HVT)³が血清型3として分類されている。感染性のウイルスが鶏の羽包上皮細胞で増殖し、羽毛、フケに付着して排出され、経気道感染によって感染、伝播する。ウイルス株によって病原性が異なり、主に末梢神経病変を形成し、死亡率10%程度のものから、神経病変の他内臓に腫瘍を形成し、死亡率が高いものまで様々なものが知られている。内臓型のものを急性マレック病と呼ぶこともある。1960年半ばから国内で流行し、家畜伝染病予防法に基づく届出伝染病に指定されている。なお、本ワクチンに使用されているマレック病ウイルス株は弱毒株であり、鶏に対しても病原性が減弱している。

MDV1、MDV2あるいはHVTの発生農場における従事者にヒトに対するリスクはないと考えられており、また人獣共通感染症とは見なされていない。

凍害防止剤として使用されているジメチルスルホキシドは、EUにおいてMRLの設定は不要とする物質に分類されている。

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

鶏に対する安全性について、承認時まで及び調査期間中に99,180羽のふ化後飼育例について調査が実施され、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされている。

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかつた新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

² Marek's disease virus type1、Marek's disease virus type2

³ Herpesvirus of turkeys

(参考)

これまでの経緯

- 平成18年11月6日 ・厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価依頼
- 平成19年1月18日 ・食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価結果通知
- 平成19年2月8日 ・厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会长あてに残留基準の設定について諮問
- 平成19年2月14日 ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における審議

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○ 大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	(財) 残留農薬研究所理事
斎藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室助教授
佐々木 久美子	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	(社) 農林水産先端技術産業振興センター調査広報部調査役
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	(独) 国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
鰐渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

